

社 援 発 0401 第 52 号
令 和 7 年 4 月 1 日

都 道 府 県 知 事 長
市 町 村 } 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
〔 公 印 省 略 〕

「独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令」の施行について
(通知)

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第152号。以下「改正政令」という。)については、別添のとおり本日施行されたところです。

改正政令の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正政令の内容

独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」を行う法人を追加すること。(本則関係)

2 施行期日

公布の日(4月1日)